



三重県公報

令和3年3月11日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	(国際戦略課)	2

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（条例第1号）
 - 1 国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費の財源に充てるため、三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに
公布します。

令和三年三月十一日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第一号

三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費の財源に充てるため、三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の効力)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(処分の特例)

3 基金は、第一条に規定するホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を国

庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
